

学 則

令和3年5月17日

1 事業者の名称及び所在地	横浜市福祉事業経営者会 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階		
2 研修事業の名称	介護職員初任者研修 通信コース		
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通信)		
4 開講の目的	現在、神奈川県立田奈高等学校に通う生徒及びその卒業生、退学者、並びに、その家族、友人、知人で、介護に関する資格を有しない者を対象に、介護に関する基礎的な学習ができる機会をつくり、介護に関する基本的な知識と技術を備えた介護職員の養成を行うことを目的とする。		
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：嘉代 哲也 研修コーディネーター：遠藤 賀奈子 研修担当部署：事務局 介護職員初任者研修担当 研修担当者：福山満子、上ケ市 良、安井由美、吉田智子、加藤 朱、鈴木美弥香、山田しのぶ、石井裕子、江頭志保、荒木恵理子、PHAM TAN LOC (連絡先電話番号) 045-840-5815 (連絡先FAX番号) 045-840-5816 (連絡先メールアドレス) ss3@biscuit.ocn.ne.jp		
6 受講対象者(受講資格)及び定員	次のいずれにも該当する者 ①田奈高校の在校生、卒業生、退学者及びその家族、友人、知人であつて、田奈高校の教諭を経由して申込みのあつた者 ②介護に関する資格を持っていない者。 定員：40名		
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	募集開始時期：開講の約1ヶ月前 受講決定方法：先着順 受講手続：受講希望者は田奈高校の教諭にその旨を申し出る⇒田奈高校教諭から本会へ連絡⇒受講申込書を田奈高校教諭経由で受講希望者に渡す⇒定員に達した場合、受付終了とする⇒申込内容を確認後、受講決定通知書を田奈高校教諭経由で受講者希望者に渡す 本人確認方法：受講開始時に本人確認書類の原本を確認し、その場で写しをとり、保管する。		
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	無料とする (内訳)・受講料0円 ・テキスト代0円		
9 研修カリキュラム	別添様式4のとおり		
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	添削指導の実施方法 ・開講時、レポート課題配布⇒期日内にレポート課題を提出⇒担当教員による添削⇒レポートの返却 面接指導の実施方法 ・開講時、面接授業日程表を配布⇒日程表に基づいて順次、面接授業を受講 通信と面接授業の時間数は次の表のとおり。		
	科 目	通信	面接
	1 職務の理解	0時間	6時間
	2 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	1.5時間
	3 介護の基本	3時間	3時間
	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	1.5時間

	科 目	通信	面接
	5 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	3 時間
	6 老化の理解	3 時間	3 時間
	7 認知症の理解	3 時間	3 時間
	8 障害の理解	1.5 時間	1.5 時間
	9 ところとからだのしくみと生活支援技術	12 時間	66 時間
	10 振り返り	0 時間	4 時間
	合計	40.5 時間	92.5 時間
	<p>評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択式課題及び記述式課題を担当講師が添削し、評価する。 <p>評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準は、次のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上で評価基準を満たしたものとする。 A=90点以上 B=80~89点 C=70~79点 D=70点未満 ・基準に満たない者は、基準を上回るまで当該科目のレポート課題を再提出する。 <p>自宅学習中の質疑等への対応方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開講時に「質問用紙」を配付し、開講中随時FAX(045-840-5816)にて対応する。 		
11 研修会場 (名称及び所在地)	<p>会場①：ウィリング横浜(研修室C、多目的室、介護実習室I、II) 所在地：神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1</p> <p>会場②：神奈川県立田奈高等学校 所在地：神奈川県横浜市青葉区桂台 2-39-2</p> <p>会場③：特別養護老人ホーム 創生園青葉 所在地：神奈川県横浜市奈良町 881-13</p> <p>会場④：特別養護老人ホーム 緑の郷 所在地：神奈川県横浜市青葉区鉄町 2075 番地 3</p>		
12 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト 全2巻(中央法規)		
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1)全科目のレポート課題及び面接授業終了時に1時間の修了評価試験(筆記試験・100点満点)を実施する。認定基準はA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上で評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90点以上 B=80~89点 C=70~79点 D=70点未満 修了評価試験においてD評価の者に対しては、C以上の評価を得るまで再試験の実施を繰り返すこととする。 再試験の費用：1回につき1,500円</p> <p>(2)技術演習において、介護技術の習得度評価を行う。 「ところとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより、評価基準を定め、一定のレベルに達している者について、修了認定を行う。 A~Dの4区分で評価し、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。</p> <p>○技術習得度評価を行う項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 ・「移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 ・「食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 ・「入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 ・「排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 		

	<p>・「睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」 ・「総合生活支援技術演習」 (評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：技術が不十分 D：全くできない</p> <p>技術習得度評価において、C及びD評価の者に対しては、B以上の評価を得るまで再評価を繰り返すこととする。 技術習得度評価における再評価の費用：受講者負担はなし。 (3) レポート課題の全てにC以上の評価を得、且つ面接授業全てに出席し、上記(1)及び(2)において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<p>面接授業において、理由の如何にかかわらず、5分以上の遅刻・早退は欠席とする。 やむを得ない事情と事業者が認めた場合において欠席した場合は補講を受けることにより、当該科目に出席したものとみなす。 ＊欠席した項目のみの補講の受講は認めない。 補講の費用：徴収しない。</p>
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	免除科目なし。
16 解約条件及び返金の有無	受講決定通知発行後に、受講の意思がなくなった場合は、田奈高校教諭を経由して本会にその旨を申し出る。受講料・テキスト代ともに無料であるので、返金はない。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>当経営者会ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 http://www.y-hukushijigyo.or.jp/ (1) 研修機関情報 法人格・法人名称・住所等・代表者名・研修事業担当理事・事業所名称・理念・学則・研修施設・設備 (2) 研修事業情報 対象・スケジュール・定員・指導者数・受講までの流れ・費用・留意事項・特徴・課程編成責任者名・科目別シラバス・科目別担当教官名・科目別特徴・修了評価の方法・評価者・再履修等の基準 (3) 講師情報 名前・略歴・現職・資格 (4) 実績情報 過去の研修実施回数(年度ごと)、過去の研修延べ参加人数(年度ごと) (5) 連絡先 申込・資料請求先・法人の苦情対応者名・役職・連絡先・事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 (6) 質を向上させるための取り組み 実習の質の向上のための取り組み・研修機関と実習機関との連携</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>受講者の個人情報については、介護職員初任者研修運営の目的のみ使用する。 なお、修了者名簿は介護保険法令施行令第3条第2項第2号の規定により県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>亡失・き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。 手数料：2000円(税抜き)</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>退校処分への取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する者は、退校させることがある。 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなる者 (3) 正当な理由なく、レポート課題を提出しない者 (4) 正当な理由なく、面接授業に出席しない者 (5) 研修開始日から8ヶ月を経過しても、認定評価基準を満たさない者 但し、病気等のやむを得ない理由による場合には、1.6か月以内とする。